

伊丹市営住宅家賃等減免取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊丹市営住宅条例（平成9年伊丹市条例第38号。以下「条例」という。）第22条、第42条第4項及び伊丹市営住宅条例施行規則（平成9年伊丹市規則第55号。以下「規則」という。）第14条第3項の規定に基づき、家賃及び割増賃料の減免の取扱いに関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(家賃の減免対象)

第2条 市営住宅の入居者が次の各号の一に該当するときは、家賃の減免を受けることができる。

- (1) 入居者（条例第6条第2号に規定する親族を含む。以下同じ。）が災害（入居者の故意又は過失によるものを除く。）により著しい損害を受け、かつ、家賃の支払いが困難と認められるとき。
- (2) 削除
- (3) 入居者の収入（所得税法（昭和40年法律第33号）の規定により非課税とされる年金、給付金等を含め、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号の例により算出した額。以下同じ。）が40,000円以下で、かつ、家賃の支払いが困難と認められるとき。
- (4) 削除
- (5) 入居者が6箇月以上の療養を要する疾病にかかり、収入から市長が当該療養に要すると認定した経費（入居者が当該疾病について保険給付等を受ける場合は、その額を当該経費から控除した額。）の月額を控除した額が40,000円以下で、かつ、家賃の支払いが困難と認められるとき。
- (6) 入居者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による住宅扶助を受けている場合で、当該市営住宅の家賃が住宅扶助額を超えているとき。

- (7) 前号の入居者が入院加療のため、住宅扶助を停止されたとき。
- (8) 条例第37条第3項に規定する収入の認定後（同上第4項の規定により更正したときは、その更正後をいう。）において生じた事由を考慮して収入を再認定した場合において、当該再認定した収入に基づく家賃の額が、当該市営住宅の家賃の額未満となるとき。

（家賃の減免の額）

第3条 家賃の減免の額は、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定めるところによる。

- (1) 前条第1号に該当する場合 損害の程度（災害により直接受けた損害額から補償金、弁償金、保険金等により補填された金額を控除した額を住宅又は家財等の価格で除した率。）及び収入の区分に応じて、それぞれ別表に定める額。
- (2) 削除
- (3) 前条第3号又は第5号に該当する場合 家賃（前条第8号に該当する場合は本条第6号による減免後の額。）の30パーセントに相当する額。
- (4) 前条第6号に該当する場合 家賃から住宅扶助額を控除した額。
- (5) 前条第7号に該当する場合 家賃に相当する額。
- (6) 前条第8号に該当する場合 当該市営住宅の家賃の額と再認定した収入に基づく家賃の額との差額に相当する額。

（割増賃料の減免対象）

第3条の2 市営住宅の入居者が第2条第1号又は第5号の規定に該当するときは、割増賃料の減免を受けることができる。

（割増賃料の減免の額）

第3条の3 割増賃料の減免の額は、第3条第1号又は第3号の規定を準用する。

- 2 前項の規定に基づき算出した減免の額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（減免の決定及びその期間）

第4条 市長は、規則第14条第1項の規定に基づく減免申請があった場合には当該申請に基づいて、実態調査及び審査を行い、減免の可否並びに減免の額及び期間を決定し、申請者に通知する。

2 減免は、減免申請のあった日の属する月の翌月（減免申請の日が納付期限の5日前までの場合は、申請のあった日の属する月）から開始するものとし、その期間は次の各号に定めるところによるものとする。

（1） 第2条第1号に該当する場合 災害の日から1年が経過する日の属する月までとする。

（2） 第2条第3号から第8号のいずれかに該当する場合 当該事由が消滅した日の属する月までとする。ただし、当該事由が年度を超えて引き続く場合は、毎年度、規則第14条第1項の規定による市営住宅家賃等減免申請書を市長に提出しなければならない。

（減免の取消し等）

第5条 入居者が虚偽又は不正の行為により、この要綱による減免を受けたときは、直ちに決定を取り消し、減免した家賃及び割増賃料を追徴するものとする。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、昭和60年3月1日から施行する。

（内規の廃止）

2 伊丹市営住宅家賃減免取扱内規（以下「内規」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この要綱施行の際現に内規に基づき減免を受けている者については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、昭和 6 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 9 年度までの間、平成 8 年 9 月分の家賃において、この要綱による改正前の伊丹市営住宅家賃減免取扱要綱（以下「旧要綱」という。）第 3 条第 2 号ただし書及び第 3 号の規定の適用を受けていた入居者（玉田 6 号館、玉田 7 号館及び荒牧御影の入居者を除く。）の減免の額については、改正後の伊丹市営住宅家賃等減免取扱要綱（以下「新要綱」という。）第 3 条第 2 号の規定による減免の額に、次の表に定める各年度ごとの額（その額に 1 0 円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。）を加算した額とする。

年 度	新要綱第 3 条第 2 号に加算する額
平成 8 年度	$((\text{旧要綱第 3 条第 2 号ただし書及び第 3 号による減免の額}) - (\text{新要綱第 3 条第 2 号による減免の額})) \times 4 / 5$
平成 9 年度	$((\text{旧要綱第 3 条第 2 号ただし書及び第 3 号による減免の額}) - (\text{新要綱第 3 条第 2 号による減免の額})) \times 3 / 5$

- 3 平成 9 年度までの間、平成 8 年 9 月分の家賃において、旧要綱第 3 条第 2 号ただし書及び第 3 号の規定の適用を受けていた入居者（玉田 6 号館、玉田 7 号館及び荒牧御影の入居者に限る。）の減免の額については、新要綱第 3 条第 2 号の規定による減免の額に、次の表に定める各年度ごとの額（その額に 1 0 円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。）を加算した額とする。

年 度	新要綱第 3 条第 2 号に加算する額
平成 8 年度	$((\text{旧要綱第 3 条第 2 号ただし書及び第 3 号による減免の額}) - (\text{新要綱第 3 条第 2 号による減免の額})) \times 9 / 1 0$
	$((\text{旧要綱第 3 条第 2 号ただし書及び第 3 号による減免の額}) - (\text{新要綱第 3 条第 2 号による減免の額})) \times 9 / 1 0$

平成 9 年度	$\text{よる減免の額}) - (\text{新要綱第 3 条第 2 号によ} \\ \text{る減免の額}) \times 8 / 10$
---------	---

付 則

(施行 期 日)

- 1 この要綱は，平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

(経 過 措 置)

- 2 平成 1 0 年度から平成 1 2 年度までの間に限り，平成 1 0 年 4 月 1 日において伊丹市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 9 年伊丹市条例第 3 8 号。以下「新条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する普通市営住宅（旧伊丹市営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和 3 7 年条例第 4 4 号）第 2 条第 3 号に規定する第 2 種市営住宅に限る。）に入居している者が，この要綱による改正前の伊丹市営住宅家賃等減免取扱要綱（以下「改正前の要綱」という。）第 3 条第 2 号括弧書の規定により平成 1 0 年 3 月分の家賃について減免の適用を受け，かつ，平成 1 0 年 4 月 1 日以降この要綱による改正後の伊丹市営住宅家賃等減免取扱要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定により引き続き適用を受ける場合の減免の額は，改正後の要綱第 3 条第 3 号の規定にかかわらず，家賃の 4 0 パーセント（家賃から当該家賃の 4 0 パーセントに相当する額を控除して得た額が家賃から改正前の要綱第 3 条第 2 号括弧書の規定の適用を受けるものとみなして算出した額を控除して得た額（以下「改正前の要綱による減免後の家賃の額」という。）を超える場合において，当該超える金額が 1 , 0 0 0 円以上のときは，家賃の 5 0 パーセント）に相当する額とする。ただし，家賃から当該家賃 4 0 パーセント（5 0 パーセントの適用を受ける場合は 5 0 パーセント）に相当する額を控除して得た額が改正前の要綱による減免後の家賃の額を越える場合において，当該超える金額が 4 1 0 円以上のときは，家賃の 4 0 パーセント（5 0 パーセントの適用を受ける場合は 5 0 パーセント）に相当する額に当該超える金額を加えて得た額から次の表の左欄に掲げ

る当該超える金額の区分に応じ，同表の右欄に掲げる負担調整額を控除して得た額を減免額とする。

当該超える額の区分	負 担 調 整 額		
	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
410 円以上 800 円以下	400 円	当該超える額	当該超える額
810 円以上 1,200 円以下	400 円	800 円	当該超える額
1,200 円以上	400 円	800 円	1,200 円

- 3 平成 10 年度及び平成 11 年度（平成 11 年 10 月分から平成 12 年 3 月分までのものに限る。）に限り，平成 10 年 4 月 1 日において新条例第 2 条第 3 号に規定する改良市営住宅及び同条第 6 号に規定する単独市営住宅に入居している者が伊丹市営住宅家賃等減免取扱要綱の一部を改正する要綱（平成 8 年 10 月制定。以下「一部改正要綱」という。）付則第 2 項の規定により平成 10 年 3 月分の家賃について減免の適用を受け，かつ，平成 10 年 4 月 1 日以降改正後の要綱の規定により引き続き減免の適用を受ける場合の減免の額は，改正後の要綱第 3 条第 2 号の規定による減免の額に，次の表に定める各年度ごとの額（その額に 10 円未満の端数があるときは，その端数を切り上げる。）を加えて得た額とする。

年 度	改正後の要綱第 3 条第 2 号に加算する額
平成 10 年度	（（一部改正要綱による改正前の伊丹市営住宅家賃減免取扱要綱第 3 条第 2 号ただし書及び第 3 号（以下「最低家賃規定」という。）による減免の額）－（改正後の要綱第 3 条第 2 号による減免の額））× 2 / 5
平成 11 年度	（（最低家賃規定による減免の額）－（改正後の要綱第 3 条第 2 号による減免の額））× 1 / 5

- 4 平成 10 年度から平成 11 年度（平成 11 年 10 月分から平成 12 年 3 月分までのものを除く。）までの間に限り，平成 10 年 4 月 1 日において市営住宅に入居している者（前 2 項に該当する

者を除く。)が一部改正要綱付則第3項の規定により平成10年3月分の家賃について減免の適用を受け、かつ、平成10年4月1日以降改正後の要綱の規定により引き続き減免の適用を受ける場合の減免の額は、付則第2項の規定による減免の額に、次の表に定める各年度ごとの額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。)を加えて得た額とする。

年 度	付則第2項に加算する額
平成10年度	$(\text{最低家賃規定による減免の額}) - (\text{付則第2項による減免の額}) \times 7 / 10$
平成11年度	$(\text{最低家賃規定による減免の額}) - (\text{付則第2項による減免の額}) \times 6 / 10$

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成11年度(平成11年4月分から9月分までのものを除く。)に限り、平成11年10月1日において条例第2条第6号に規定する単独市営住宅に入居している者が、伊丹市営住宅家賃等減免取扱要綱の一部を改正する要綱(平成10年4月制定。以下「一部改正要綱」という。)付則第3項の規定により平成11年9月分の家賃について減免の適用を受け、かつ、平成11年10月1日以降この要綱による改正後の伊丹市営住宅家賃等取扱要綱(以下「改正後の要綱」という。)の規定により引き続き減免の適用を受ける場合の減免の額は、改正後の要綱第3条第2号の規定による減免の額に、伊丹市営住宅家賃減免取扱要綱の一部を改正する要綱(平成8年10月制定)による改正前の伊丹市営住宅家賃減免取扱要綱第3条第2号ただし書及び第3号の規定(以下「最低家賃規定」という。)による減免の額から改正後の要綱第3条第2号の規定による減免の額を控除した額の5分の1の額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。)を加えて得た額とする。
- 3 平成11年度(平成11年10月分以降に係るものにかぎ。)

から平成 1 6 年度までの間に限り，平成 1 1 年 1 0 月 1 日において市営住宅に入居している者（前項又は一部改正要綱付則第 2 項若しくは第 3 項に該当する者を除く。）が一部改正要綱付則第 4 項の規定により平成 1 1 年 9 月分の家賃について減免の適用を受け，かつ，平成 1 1 年 1 0 月 1 日以降改正後の要綱の規定により引き続き減免の適用を受ける場合の減免の額は，一部改正要綱付則第 2 項の規定による減免の額に，次の表に定める各年度ごとの額（その額に 10 円未満の端数があるときは，その端数を切り上げる。）を加えて得た額とする。

年 度	一部改正要綱付則第 2 項に加算する額
平成 11 年度	$(\text{（最低家賃規定による減免の額）} - \text{（一部改正要綱付則第 2 項による減免の額）}) \times 6 / 10$
平成 12 年度	$(\text{（最低家賃規定による減免の額）} - \text{（一部改正要綱付則第 2 項による減免の額）}) \times 5 / 10$
平成 13 年度	$(\text{（最低家賃規定による減免の額）} - \text{（一部改正要綱付則第 2 項による減免の額）}) \times 4 / 10$
平成 14 年度	$(\text{（最低家賃規定による減免の額）} - \text{（一部改正要綱付則第 2 項による減免の額）}) \times 3 / 10$
平成 15 年度	$(\text{（最低家賃規定による減免の額）} - \text{（一部改正要綱付則第 2 項による減免の額）}) \times 2 / 10$
平成 16 年度	$(\text{（最低家賃規定による減免の額）} - \text{（一部改正要綱付則第 2 項による減免の額）}) \times 1 / 10$

付 則
（施行期日）

この要綱は，平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則
（施行期日）

この要綱は，平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

付 則
（施行期日）

この要綱は，令和 7 年 3 月 6 日から施行する。

別表

収入 損害の程度	減 免 の 額				
	60,000 円以下	123,000 円以下	200,000 円以下	242,000 円以下	397,000 円以下
30%以上 50%未満	家賃額	家賃の 50%	家賃の 30%	家賃の 20%	家賃の 10%
50%以上	家賃額	家賃の 80%	家賃の 50%	家賃の 30%	家賃の 20%